

保有個人データに関する事項の公表等について

本土地改良区個人情報保護に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表する。

平成29年4月1日

雲出井土地改良区

1 本土地改良区の名称

雲出井土地改良区

2 利用目的

本土地改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するために利用する。

労働者等の個人情報は、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。

3 個人情報の保護に関する方針

① 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

② 苦情処理に適切に取り組む。

4 共同利用に関する事項

本土地改良区の個人データは、共同利用を行う。共同利用の概要は下記のとおり。

① 共同して利用する個人データの項目

氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項。

② 共同で利用する者の範囲

三重県、津市、津市農業委員会、雲出川土地改良区連合、三重県土地改良事業団体連合会、公益財団法人三重県農林水産支援センター、農地保有合理化法人及び農業協同組合等。（金銭預入先金融機関）

③ 利用する者の利用目的

県営土地改良事業、農地保有合理化事業、雲出井用水施設の維持管理その他の地域農業の振興のため

④ 個人情報の管理等共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称

雲出井土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

5 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めを行う場合の手続及び手数料

① 保有個人データに関する求めの種類

利用目的の通知の求め、開示の求め、内容の訂正、追加又は削除の求め、利用停

止又は消去の求め、第三者提供の停止の求め。

② 保有個人データの開示等を求める場合の手続

開示等の求めを行う旨及び求めの内容を記載した書面を本土地改良区理事長へ提出して下さい。

③ 手数料

個人情報保護に関する規程第21条（手数料）のとおり。

ただし、これによりがたい場合は実費を徴収するものとする。

6 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

雲出井土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長